

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成する。

事業活動の縮小

休業
教育訓練
出向

残業削減

残業削減雇用維持奨励金

(平成21年3月30日～)

雇用する労働者や受け入れている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を大幅に削減し、当該労働者の解雇等(※)を行わない事業主に対し助成する。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり:上限100人)	派遣労働者 (1人当たり:上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※ 解雇等・・・雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

対象労働者

雇用保険被保険者:期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)

大企業 (雇用調整助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 2/3
教育訓練実施に係る助成額 : 1,200円

中小企業 (中小企業緊急雇用安定助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 4/5
教育訓練実施に係る助成額 : 6,000円

※ 日額上限は、7,730円

(労働者1人1日当たり)

解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率:大企業 2/3 → 3/4
中小企業 4/5 → 9/10

(平成21年
3月30日～)

今後の取組

- 大企業に対する教育訓練費の引上げ
教育訓練費 1,200円→4,000円
- 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- 障害者に関する助成率の引上げ
大企業:2/3→3/4 中小企業:4/5→9/10
- 助成金窓口体制の整備